

第15回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和4年9月27日(火) 午前9時30分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長 | 霜 鳥 榮 之 | 委 員 | 阿 部 幸 夫 |
| 副 委 員 長 | 関 根 正 明 | 〃 | 村 越 洋 一 |
| 委 員 | 高 田 保 則 | 〃 | 天 野 京 子 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 渡 部 道 宏 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 1名
- | | |
|-----|---------|
| 議 長 | 佐 藤 栄 一 |
|-----|---------|
- 7 説明員 0名
- 8 事務局員 2名
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 阿 部 光 洋 | 庶 務 係 長 | 霜 鳥 一 貴 |
|---------|---------|---------|---------|
- 9 件 名
- (1) 追加議案の提出に伴う議会運営について
 - (2) その他

○委員長（霜鳥榮之） 皆さんおはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。佐藤議長。

○議長（佐藤栄一） おはようございます。事前にメールなどでも周知させていただきましたとおり、本日は執行部より提出された追加議案2件の審議方法を審議いただきたいものです。なお、委員外議員の傍聴を求め、全員協議会を開催したとみなし、通常開催される議運後の全協は省略させていただきますのでご承知おきください。

(1) 追加議案の提出に伴う議会運営について

○委員長（霜鳥榮之） それでは、(1) 追加議案の提出に伴う議会運営について、一括説明願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） それでは説明します。レジメ1ページをご覧ください。(1)の1)、追加議案につきましては、四角で囲った追加付議案件のほうをご覧ください。9月21日に皆さんに配布させていただきましたが、議案第73号、議案第74号の2件が本日、追加議案として提案されます。いずれの議案も、健康保険課が所管です。議案第73号は、一般会計の補正予算です。内容は、オミクロン株に対応した新型コロナワクチン、これは従来株とオミクロン株の2価ワクチンとなりますが、このワクチン接種に係る国の方針が示されたことから、接種体制の確保等に必要な経費を補正したいものです。議案第74号は、国民健康保険特別会計の補正予算です。新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができない被保険者に対して、傷病手当金を支給するために必要な費用を補正したいものです。金額的には28万円ほどですが、歳出予算で項の新設を伴うものです。いずれの議案も国等が全額財政支援するものです。次に、2) 追加議案の審議日程及び審議方法（案）についてですが、まず、日

程につきましては、レジメ裏面の2ページをご覧ください。本会議・最終日の議事日程第5号の日程第7でご審議いただきます。レジメ1ページにお戻りいただき、中央、点線の四角の枠をご確認ください。記載のとおり、議案審議は原則として所管委員会に關係議案を審査付託するのが例であるとしておりますが、定例会において委員会付託を省略し、直ちに採決すべき議案の区分については、議会運営委員会において決定することが例である、としております。審議方法ですが、①の審議方法案1は、委員会へ付託する案です。委員会付託だと厚生文教委員会に付託となります。議案第73号及び第74号の流れは、市長提案のあと、総括質疑を行い、厚生文教委員会へ付託となります。本会議を休憩し、厚生文教委員会を開催し、委員会終了後に、休憩を解いて本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、起立採決となります。なお、インターネット中継用パソコンの移動準備や委員長報告基礎資料作成時間が必要となります。次に、②の審議方法案2は、委員会付託なしの即決のパターンです。この場合は、所管制限なし、質疑回数も制限なし、として審議していただき、質疑・討論後に起立採決となります。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま事務局長より説明がありました。本会議・最終日における追加議案の審議日程及び審議方法について何かございますか。

○村越委員 この議案73号の2価ワクチンの接種、それから第74号のコロナの關係、国のほうでも、全数把握見直し等あって、当議会としてもスピーディーな対応が必要と求められると思いますので、従いまして、審議方法の案2の即決、委員会付託しないという形がよろしいかと思っております。

○委員長（霜鳥榮之） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 異議なしと認めます。お諮りします。議案第73号及び第74号の追加議案については、ただいまの意見のとおり、日程第7で、即決で審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、このように決定します。つきましては、質疑回数制限と所管制限はありませんのでお願いします。

○委員長（霜鳥榮之） 次に、(2)その他について、説明願います。局長。

○事務局長（阿部光洋） それでは、まず、①国の住民税非課税世帯に対する給付金への対応についてです。こちらは福祉介護課の所管になります。レジメ3ページの資料1も併せてご覧ください。国では物価高騰等の影響を受け、厳しい生活状況にある住民税非課税世帯を対象に、1世帯5万円の給付金を支給するとしております。当初この費用についても追加議案として提案がなされる予定でしたが、国から詳細が示されないため、9月定例会での提案が見送られたという状況です。執行部では給付金を速やかに支給するため、国から詳細が示され次第、専決で予算補正して対応させていただきたいとお願いがあるものです。なお、上越市も同様で、9月定例会での提案は見送り、専決で対応すると聞いております。次に、②タブレット端末、アイパッドの通信料の報酬天引きについてです。レジメ4ページの資料2も併せてご覧ください。アイパッドを導入するときに既に説明させていただいているところですが、通信料につきましては皆さんの報酬から天引きさせていただきますのでご承知お祈いします。資料2にありますとおり、基本的に、3カ月分を翌月の報酬から天引きさせていただきます。なお、会計年度の関係で、1月から3月分は3月の報酬から天引きさせていただきます。そのため3月分は見込みで最小月額料金を天引きし、差額は翌年度分として7月に4月分に加算して天引きさせていただきます。なお、この通信料につきましては、半分の金額が政務活動費の対象となります。事務局で領収書を発行しますので、政務活動費に経費を計上していただくことが可能です。よろしくお祈いします。また、特殊な扱いですが、4年に1回の改選のときの7月分の通信料についても、最小月額料金のみを4月から6月分とあわせて7月の報酬から天引きさせていただきます、精算させてもら

うようになりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） それでは、そのようにご承知おきいただきたいと思います。その他、皆さんのところで何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは、きょうは、全協がみなし全協という関係もありまして、傍聴している議員の皆さんのほうで、いままでの項目について何かご質問等ありましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小嶋議員（委員外発言） 発言の機会をいただきありがとうございます。電気、ガス、食料品等価格高騰の関係なんですけど、これは当然やらなきゃいけないし、大事なことだというふうに思っています。ただ国の動向がわからないというようなことで、専決という形になるということでございますけれども、私はこういう大事なことについてはですね、やはりきちっと臨時議会なりを開催してですね、やるべきなんじゃないかなと。一つの方法としては通年議会だとかですね、そういうことで、いつでもやれるような体制をこの際きちっと整備すべきだと、いうようなことが必要ではないかなというふうに思います。そういったことで、議会改革の一環としてですね、そういったことも、これから緊急を要するような提案もいっぱい出てくるだろうし、今までも専決というのはたびたび出てきております。そういったことを勘案しますとですね、通年議会等のもので、議会改革についても、議会運営委員会のメンバーの皆さん、真剣に議論していただきたいなというふうに思います。要望です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前9時41分